

令和8年第1回国東市議会定例会 提出議案

承認 第1号	専決処分の承認を求めるについて(令和7年度国東市一般会計補正予算第5号)	P 1
報告 第1号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	P 3
議案 第1号	令和7年度国東市一般会計補正予算(第6号)	P 5
議案 第2号	令和7年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	P 6
議案 第3号	令和7年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	P 7
議案 第4号	令和7年度国東市水道事業特別会計補正予算(第3号)	P 8
議案 第5号	令和7年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	P 9
議案 第6号	令和7年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第4号)	P 10
議案 第7号	令和8年度国東市一般会計予算	P 11
議案 第8号	令和8年度国東市立国東自動車学校特別会計予算	P 12
議案 第9号	令和8年度国東市国民健康保険事業特別会計予算	P 13
議案 第10号	令和8年度国東市介護保険事業特別会計予算	P 14
議案 第11号	令和8年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算	P 15
議案 第12号	令和8年度国東市水道事業特別会計予算	P 16
議案 第13号	令和8年度国東市下水道事業特別会計予算	P 17
議案 第14号	令和8年度国東市工業用水道事業特別会計予算	P 18
議案 第15号	令和8年度国東市民病院事業特別会計予算	P 19
議案 第16号	国東市過疎地域持続的発展計画の策定について	P 20
議案 第17号	国東市議会議員及び国東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	P 21

議案 第 18 号	国東市認定こども園条例の制定について	P 2 3
議案 第 19 号	国東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	P 2 6
議案 第 20 号	国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P 3 7
議案 第 21 号	国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	P 3 8
議案 第 22 号	国東市国民健康保険税条例の一部改正について	P 3 9
議案 第 23 号	国東市立学校の児童・生徒遠距離通学に係る通学費補助条例の一部改正について	P 4 1
議案 第 24 号	国東市文化財保護条例の一部改正について	P 4 2
議案 第 25 号	国東市災害弔慰金の支給等に関する条例及び国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P 4 3
議案 第 26 号	国東市保育所条例の一部改正について	P 4 5
議案 第 27 号	国東市火入れに関する条例の一部改正について	P 4 6
議案 第 28 号	国東市漁港管理条例の一部改正について	P 4 7
議案 第 29 号	国東市火災予防条例の一部改正について	P 5 1
議案 第 30 号	いこいの村国東設置及び管理条例等の一部改正について	P 5 3
議案 第 31 号	国東市過疎地域持続的発展基金条例の一部改正について	P 5 8
議案 第 32 号	国東市行政組織条例の一部改正について	P 5 9
議案 第 33 号	国東市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について	P 6 0
議案 第 34 号	国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 6 1
議案 第 35 号	国東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 6 2
議案 第 36 号	国東市交通安全対策会議条例の廃止について	P 6 4

議案 第 37 号	国東市自然休養村管理施設等条例の廃止について	P 6 5
議案 第 38 号	財産の無償貸付について	P 6 6
議案 第 39 号	指定管理者の指定について(対象施設:国東市体育施設の一部及び国東市国見B & G海洋センター)	P 6 7
議案 第 40 号	指定管理者の指定について(対象施設:国東市立北江集会所、国東市立藤本集会所)	P 6 8
議案 第 41 号	指定管理者の指定について(対象施設:国東市横手コミュニティセンター)	P 6 9
議案 第 42 号	指定管理者の指定について(対象施設:国東市安岐農産物等直売施設)	P 7 0
議案 第 43 号	市道路線の廃止について	P 7 1
議案 第 44 号	市道路線の認定について	P 7 2
議案 第 45 号	市道路線の変更について	P 7 3
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について	P 7 4
諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦について	P 7 5
諮問 第 3 号	人権擁護委員の推薦について	P 7 6
諮問 第 4 号	人権擁護委員の推薦について	P 7 7

承認 1 件
 報告 1 件
 議案 4 5 件
諮問 4 件
 計 5 1 件

承認第 1 号

専決処分の承認を求めるについて(令和 7 年度国東市一般会計補正
予算第 5 号)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書
のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

令和 7 年度国東市一般会計補正予算(第 5 号)について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 23 日

国東市長 松 井 睿 治

報告第 1 号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 22 日

国東市長 松 井 督 治

記

1 事故の内容

令和 7 年 12 月 4 日午後 3 時 10 分頃、市職員の運転する公用車が国東市国東町鶴川 1334 番地 1 の鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設駐車場内を後退したところ、駐車中の車両に接触し、相手方の右前方部及び前方バンパを破損させた。

2 損害賠償の額 372,618 円

3 和解の内容

- (1) 国東市は相手方に対し、相手方の損害額のうち、過失割合 10 割の 372,618 円を支払う。
- (2) 相手方は国東市に対して本件に関し、今後異議の申し立てをしない。

4 和解の相手方

議案第 1 号

令和 7 年度国東市一般会計補正予算(第 6 号)

令和 7 年度国東市一般会計補正予算(第 6 号)を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 2 号

令和 7 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 7 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 3 号

令和 7 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 7 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 4 号

令和 7 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 7 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 5 号

令和 7 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 7 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 6 号

令和 7 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 4 号)

令和 7 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 4 号)を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 7 号

令和 8 年度国東市一般会計予算

令和 8 年度国東市一般会計予算を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 8 号

令和 8 年度国東市立国東自動車学校特別会計予算

令和 8 年度国東市立国東自動車学校特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第9号

令和8年度国東市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度国東市国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和8年2月17日提出

国東市長 松井督治

議案第 10 号

令和 8 年度国東市介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度国東市介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 11 号

令和 8 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 8 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 12 号

令和 8 年度国東市水道事業特別会計予算

令和 8 年度国東市水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 13 号

令和 8 年度国東市下水道事業特別会計予算

令和 8 年度国東市下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 14 号

令和 8 年度国東市工業用水道事業特別会計予算

令和 8 年度国東市工業用水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 15 号

令和 8 年度国東市民病院事業特別会計予算

令和 8 年度国東市民病院事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 16 号

国東市過疎地域持続的発展計画の策定について

国東市過疎地域持続的発展計画を次のように策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松井 睿治

国東市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定する。

提案理由 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）に基づき策定した過疎地域持続的発展計画の取組期間が令和 7 年度で終了することから、引き続き財政上の特別措置を活用するため、令和 8 年度を初年度とする過疎地域持続的発展計画を策定するもの。

議案第17号

国東市議会議員及び国東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

国東市議会議員及び国東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように定める。

令和8年2月17日提出

国東市長 松井督治

国東市議会議員及び国東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第143条第15項の規定に基づき、国東市議会議員及び国東市長の選挙における同条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第2条 国東市議会議員及び国東市長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、第4条に定めるところにより算定した作成単価に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数がポスター掲示場の数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、国東市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額及び手続)

第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約

に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に企画費を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を超える場合には、その額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

- 2 前項に規定する企画費は、316,250円を500で除して得た金額に、ポスター掲示場の数を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)とする。

(公費負担の状況の公表)

第5条 委員会は、公費負担の状況について委員会が定めるところにより公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

提案理由 公職選挙法第143条第15項の規定に基づき、立候補の機会均等を図り、候補者の選挙運動に係る経費の負担を軽減するため、本条例を制定する必要があるので提出する。

議案第 18 号

国東市認定こども園条例の制定について

国東市認定こども園条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市認定こども園条例

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 35 条第 3 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項の規定に基づき、国東市に居住する乳幼児(小学校就学の始期に達するまでの者をいう。)を保護し、その健全な育成を図るため、認定こども園(以下「こども園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 国東市立くにみこども園

位置 国東市国見町中 850 番地 1

(職員)

第 3 条 こども園に、次の職員を置く。

- (1) 園長
- (2) 主任保育士
- (3) 保育士
- (4) 調理員
- (5) 嘴託医

2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認めるときは、主幹、看護師その他の職員を置くことができる。

(入園の資格)

第 4 条 こども園に入園することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 20 条第 1 項に規定する認定において、同法第 19 条各号の事由による認定を受けた者
- (2) 子ども・子育て支援法第 28 条第 1 項第 1 号に規定する期間内において、緊急その他やむを得ない事由により認定こども園に入園する必要があると市長が認

めた者

(入園の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入園を保留し、又は承諾しないことができる。

- (1) 利用定員を超過するとき。
- (2) 感染性疾患を有する者であるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、認定こども園の管理運営上支障があると認められるとき。

(開園時間)

第6条 認定こども園の開園時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休園日)

第7条 認定こども園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、臨時に休園日又は開園日とすることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年国東市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分	報酬の額
保育所嘱託医	年額 60,000円 児童当 110円
保育所歯科医	〃 60,000円 児童当 110円

」

を

「

区分	報酬の額
保育所及び認定こども園 嘱託医	年額 60,000円 園児当 110円
保育所及び認定こども園 歯科医	" 60,000円 園児当 110円

」

に改める。

(国東市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正)

3 国東市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例(平成 20 年国東市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「保育所」の次に「及び認定こども園」を加える。

(国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について)

4 国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成 27 年国東市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項中「市立保育所」の次に「認定こども園」を加える。

提案理由 竹田津保育所と熊毛保育所の 2 保育所の老朽化と国見地区の少子化が進む中、集団活動や異年齢交流の機会を増やすとともに、乳幼児の教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を兼ね備えた「こども園」を設置運営するため、本条例を制定し、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 19 号

国東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

国東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日

国東市長 松 井 督 治

国東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条ー第 3 条)

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

　第 1 節 利用定員に関する基準(第 4 条)

　第 2 節 運営に関する基準(第 5 条ー第 33 条)

第 3 章 雜則(第 34 条)

附則

　第 1 章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)において使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就

学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供了日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。)の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないとき

は、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるもの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提

供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、

児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。)若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する

乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置に

について記録しなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (2) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、製本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他

の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは

「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 特定乳児等通園支援事業を実施するにあたり、設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定する必要があるので提出する。

議案第 20 号

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年国東市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

別表国東市浄化槽汚泥等受入施設整備審議会委員(有識者)の項の次に次のように加える。

国東市水道料金等審議会委員(有識者)	〃 20,000 円
国東市水道料金等審議会委員(一般)	〃 5,000 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 国東市水道料金等審議会の開催にあたり、有識者及び一般の委員に対し報酬を支給する必要があることから本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 21 号

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年国東市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第10条中「1,680円」を「2,160円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 県内の他消防本部の状況を考慮し、緊急消防援助隊の業務に従事する職員の特殊勤務手当の額を改定するため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第22号

国東市国民健康保険税条例の一部改正について

国東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月17日提出

国東市長 松井督治

国東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国東市国民健康保険税条例(平成18年国東市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。」の次に「及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第3項中「その世帯主」を「その世帯」に改め、「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法」を「法」に改め、「(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を削る。

第9条の3の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.40を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について50円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 550円
- (2) 特定世帯 275円
- (3) 特定継続世帯 412円

附則第6項、第7項及び第9項から第16項までの規定中「、第6条、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の国東市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由 令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設され、支援金の賦課徵収を開始するため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 23 号

国東市立学校の児童・生徒遠距離通学に係る通学費補助条例の一部改正
について

国東市立学校の児童・生徒遠距離通学に係る通学費補助条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日

国東市長 松 井 督 治

国東市立学校の児童・生徒遠距離通学に係る通学費補助条例の一部を改正する条例

国東市立学校の児童・生徒遠距離通学に係る通学費補助条例（平成 18 年国東市条例第 102 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「学校長を経由して」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 公金管理の安全性を高めるため、当該補助金の支給方法を変更することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 24 号

国東市文化財保護条例の一部改正について

国東市文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市文化財保護条例の一部を改正する条例

国東市文化財保護条例(平成 18 年国東市条例第 116 号)の一部を次のように改正する。

第 45 条中「第 1 条の目的達成のため」を「法第 190 条第 1 項の規定に基づき」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 文化財保護法に規定する文化財保存活用地域計画策定のため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 25 号

国東市災害弔慰金の支給等に関する条例及び国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

国東市災害弔慰金の支給等に関する条例及び国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市災害弔慰金の支給等に関する条例及び国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(国東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正)

第 1 条 国東市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 18 年国東市条例第 124 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 16 条」の次に「・第 17 条」を加える。

第 16 条を第 17 条とし、第 5 章中同条の前に次の 1 条を加える。

(国東市災害弔慰金等支給審査委員会の設置)

第 16 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、国東市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

3 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから必要の都度、市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委員の委嘱又は任命に係る当該災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議が終了した日までとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 第 2 項から前項までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成

18年国東市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表介護給付費等給付審査会委員の項の次に次のように加える。

国東市災害弔慰金等支給審査委員	〃 15,000円
-----------------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、国東市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するにあたり、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 26 号

国東市保育所条例の一部改正について

国東市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日

国東市長 松 井 督 治

国東市保育所条例の一部を改正する条例

国東市保育所条例(平成 18 年国東市条例第 127 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

名称	位置	定員
熊毛保育所	国東市国見町小熊毛62番地2	20人
竹田津保育所	国東市国見町竹田津3610番地1	20人
武渓保育所	国東市武蔵町麻田57番地1	40人
安岐保育所	国東市安岐町下原1273番地1	110人

」

を

「

名称	位置	定員
武渓保育所	国東市武蔵町麻田57番地1	40人
安岐保育所	国東市安岐町下原1273番地1	110人

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 くにみこども園を設置し、竹田津保育所及び熊毛保育所を廃園するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 27 号

国東市火入れに関する条例の一部改正について

国東市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市火入れに関する条例の一部を改正する条例

国東市火入れに関する条例(平成 18 年国東市条例第 194 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「強風注意報、乾燥注意報」を「強風注意報、暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報」に改め、「火災警報」の次に「、林野火災注意報若しくは林野火災警報」を加え、同条第 2 項中「強風注意報、乾燥注意報」を「強風注意報、暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報」に改め、「火災警報」の次に「、林野火災注意報若しくは林野火災警報」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 国東市火災予防条例の一部改正等により、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 28 号

国東市漁港管理条例の一部改正について

国東市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松井督治

国東市漁港管理条例の一部を改正する条例

国東市漁港管理条例（平成 18 年国東市条例第 195 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 14 条関係)

使用料等

名称	区分	単位	金額	備考
使用料 (係留指定施設を除く。)	岸壁 総トン数 50 トン未満の船舶	12 時間以内のとき	1 隻 1 回	205 円
		12 時間を超えて 24 時間以内のとき		274 円
		24 時間を超えるとき		274 円に、24 時間を超える 12 時間ごとに 137 円を加算した額
	総トン数 50 トン以上の船舶	12 時間以内のとき	1 ト ン 1 回	4 円 10 錢
		12 時間を超えて 24 時間以内のとき		5 円 47 錢
		24 時間を		5 円 47 錢に、

		超えるとき		24時間を超える12時間ごとに2円74銭を加算した額	
係留指定施設	船長5メートル未満の船舶	1月1隻	1,800円	1 公用船、漁船、救助船及び避難船については、免除する。 2 定期船については、左記使用料の額の半額とする。	
	船長5メートル以上の船舶		2,650円		
野積場 漁具干場 各種漁港施設の敷地	1日 1平方メートル		1円71銭	工作物を設置する目的で使用するときは、左記使用料の額の倍額とする。	
可動橋	1トン1回		2円69銭		
道路	1日 1平方メートル		2円63銭		
占 用 料	電柱(支柱及び支線を含む。)	1年 1本	540円		
	線管類(上空占用を除く。)	1年 1メートル	210円		
	建物その他工作物	1年 1平方メートル	870円		
	その他のもの	1年 1平方メートル	430円		

注

- 1 1日の単位で示したものについて、使用の期間が1日未満のものは、1日として算定する。
- 2 1月の単位で示したものについて、使用の期間が1月未満のものは、1月として算定する。
- 3 1年の単位で示したものについて、占用の期間が1年未満のものは、月割計算により、1月未満のものは、1月として算定する。
- 4 面積、長さ又は重量の単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。
- 5 料金の総額に10円未満の端数を生じたときは、切り上げる。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第15条関係)

土砂採取料

名称	種類	単位	金額	備考
土砂採 取料	砂利	1立方メートル	175円	
	切込砂利	1立方メートル	143円	
	砂	1立方メートル	133円	
	土砂	1立方メートル	122円	
	土	1立方メートル	122円	
	泥土	1立方メートル	83円	
	粘土	1立方メートル	149円	
	礫	1立方メートル	96円	
	栗石	1立方メートル	175円	径8センチメートル以上20センチメートル未満のもの
	玉石	1個	57円	径20センチメートル以上35センチメートル未満のもの
	転石	1個	70円	径35センチメートル以上60センチメートル未満のもの
	野面石	1個	83円	径60センチ

			メートル以上 90 センチメー トル未満のも の
		134 円	径 90 センチ メートル以上 のもの

注

1 体積の単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。

2 1 件の土砂採取料が 100 円未満のものは、100 円とする。

別表第 3 注 1 を次のように改める。

1 1 年の単位で示したものについて、占用の期間が 1 年未満のものは、月割計算に
より、1 月未満のものは、1 月として算定する。

別表第 3 注 2 中「数量」を「数値」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 維持管理費の増加により使用料を見直すため、本条例の一部を改正す
る必要があるので提出する。

議案第 29 号

国東市火災予防条例の一部改正について

国東市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市火災予防条例の一部を改正する条例

国東市火災予防条例(平成 18 年国東市条例 229 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の見出しを「一般サウナ設備」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)」を「一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とする。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(簡易サウナ設備)

第 7 条の 2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条(第 1 項第 1 号、第 10 号から第 14 号まで、第 17 号から第 18 号の 3 まで、第 2 項第 6 号及び第 3 項並びに第 4 項を除く。)及び第 5 条第 1 項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ(個人が設けるものを除く。)

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

提案理由 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 30 号

いこいの村国東設置及び管理条例等の一部改正について

いこいの村国東設置及び管理条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

いこいの村国東設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(いこいの村国東設置及び管理条例の一部改正)

第 1 条 いこいの村国東設置及び管理条例(平成 20 年国東市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表を次のように改める。

1 客室

(単位 : 円)

タイプ	室数	大人(中学生以上)				小人(4歳以上小学生以下)
		1人	2人	3人	4人	
和室10畳	24室	8,170	6,030	5,530	5,160	3,390
特別室 (和洋)	3室	9,680	7,920	6,910	6,150	4,020
洋室ツイ ン	3室	8,420	6,280	—	—	—
洋室シングル	3室	7,040	—	—	—	—
広間(文殊・岩戸・泉 福)		1人5,160				3,390
広間(国東・両子)		1人4,400				3,140

備考

- 1 ゴールデンウィーク及び夏期期間中は、大人1人当たり 870 円、小人1人当たり 440 円を加算する。
- 2 年末年始の期間中は、大人1人当たり 2,520 円、小人1人当たり 1,260 円を加算

する。

3 3歳以下の幼児は、無料。ただし、寝具使用の場合は、小人料金とする。

別表の2の表を次のように改める。

2 ホール・広間

(単位：円)

区分	定員	最初の1時間	次からの1時間
富貴の間(多目的ホール)	70名	7,040	3,510
国東の間(和室／大広間)	100名	8,210	4,100
神宮の間(洋室・小広間)	20名	5,870	2,930
マリンホール(全体)	300名	15,840	15,840
マリンホール(半分)	100名	10,560	10,560

別表の3の表を次のように改める。

3 浴場利用料金(1人1回につき)

区分	大人	小人(小学生以下)
利用料金	500円	250円

備考

1 利用時間は、午前10時から午後9時までとする。

2 本館宿泊利用者は、無料とする。

(国東市梅園の里条例の一部改正)

第2条 国東市梅園の里条例(平成18年国東市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

1 本館宿泊料(1人1泊につき)

区分	大人	小人(12歳未満)
宿泊料	5,280円	3,690円

備考

1 この表に掲げる金額には、食事代は含まない。

2 宿泊料総額から税を差し引いた額に奉仕料(10パーセント)を加算する。

3 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日の前日及び土曜日は、この表に掲げる金額に1,320円を加算する。

4 宿泊利用者の利用時間は、午後4時から翌日の午前10時までとする。

5 3歳未満の幼児は、無料とする。ただし、寝具を利用した場合は1,320円を加算する。

6 小学生、中学生又は高校生による合宿・研修特別専有利用の場合は、この表に掲げる金額にかかわらず、1人1泊につき2,760円とする。

2 浴場利用料金(1人1回につき)

区分	大人	中高生	小学生	幼児
利用料金	500円	370円	250円	120円

備考

- 1 利用時間は、午前10時から午後9時30分までとする。
- 2 本館宿泊利用者は、無料とする。
- 3 「幼児」とは、小学校未就学児童であって4歳以上のものをいう。
- 3 展示・研修室使用料(1時間当たり)

区分	全面利用	半面利用	4分の1利用
ホール利用料金	3,960円	1,980円	1,050円
冷暖房利用料金	3,960円	1,980円	1,050円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間の利用とみなす。

4 天文台入館料(1人1回につき)

区分	大人	中高生	小学生
個人	620円	370円	250円
団体(10人以上)	500円	250円	120円

備考 入館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、予約により時間を変更することができる。

5 林間キャンプ場入村料(1人当たり)

区分	大人(高校生含)	小中学生
個人	850円	430円
団体(10人以上)	680円	340円

備考

- 1 宿泊利用者の利用時間は、午後1時から翌日の午前11時までとする。

2 幼児は、無料とする。

6 ロッジ宿泊料(1泊につき)

区分	5人利用	4人利用	3人利用	2人利用	1人利用
宿泊料(1棟につき)	26,400円	23,700円	19,800円	15,800円	9,200円

備考

- 1 宿泊利用者の利用時間は、午後3時から翌日の午前10時までとする。
- 2 1棟を5人以上で利用する場合には、5人を超える1人当たり2,600円を加算した額を徴収する。
- 3 国民の祝日に関する法律に定める休日の前日及び土曜日は、この表に掲げる金額の1割増とする。
- 4 利用者が、次に掲げる日に宿泊する場合は、この表及び前項までの規定により算出した額にかかわらず、1棟1泊につき31,600円とする。
 - (1) 12月30日から翌年の1月3日までの日

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める日

(国東市温泉宿泊施設の設置及び管理条例の一部改正)

第3条 国東市温泉宿泊施設の設置及び管理条例(平成24年国東市条例第33号)の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

客室宿泊料

区分		宿泊料(大人)				小人(4歳以上 小学生以下)
		1人	2人	3人	4人以上	
あかね の郷	和室	6,910円	6,280円	5,650円	5,020円	半額
	洋室	6,910円	6,280円	5,650円	5,020円	半額
	コテージ	8,170円	7,540円	6,910円	6,280円	半額
渓泉	和室	6,910円	6,280円	5,650円	5,020円	半額
	洋室	6,910円	6,280円	5,650円	—	半額

備考

- 1 宿泊利用者の利用時間は、午後4時から翌日の午前11時までとする。
- 2 この表に掲げる金額には、食事代は含まない。
- 3 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日の前日及び土曜日は、この表に掲げる金額に620円を加算する。
- 4 ゴールデンウィーク、お盆及び年末年始期間中は、前項の規定にかかわらず、この表に掲げる金額に1,260円を加算する。
- 5 3歳以下の幼児は無料とする。ただし、寝具使用の場合は小人料金とする。

施設利用料(2時間当たり)

区分		全面利用	半面利用
あかねの郷	コテージ	5,020円	—
	集会室	5,020円	半額
	客室(和室)	2,520円	—
渓泉	会議室	5,020円	半額
	客室(和室)	2,520円	—

備考

「施設利用料」とは、2時間の利用に係る料金とし、1時間超過するごとにコテージ・集会室・会議室は2,520円を増額し、客室は1,260円を増額する。ただし、2時間に満たない場合であっても利用料の減額は行わないものとする。

浴場利用料(1人1回につき)

区分	大人	小人(4歳以上小学生以下)
あかねの郷	500円	250円

渓泉	500円	250円
----	------	------

備考

- 1 宿泊利用者は無料とする。
- 2 あかねの郷の利用時間は午前 10 時から午後 9 時まで、渓泉の利用時間は午前 10 時から午後 10 時までとする。ただし、宿泊利用者については、朝 6 時から 9 時まで及び午後 11 時まで利用できる。
- 3 3 歳以下の幼児は無料とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例第 1 条の規定による改正後のいこいの村国東設置及び管理条例の規定、第 2 条の規定による改正後の国東市梅園の里条例の規定及び第 3 条の規定による改正後の国東市温泉宿泊施設の設置及び管理条例の規定は、この条例の施行日以後の利用に係る使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料及び同日以後の利用であって令和 8 年 4 月 1 日前に許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由 光熱水費等、施設の維持管理経費が上昇していること、また社会情勢に対応した宿泊料及び施設使用料金等を設定するため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 31 号

国東市過疎地域持続的発展基金条例の一部改正について

国東市過疎地域持続的発展基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松井 督治

国東市過疎地域持続的発展基金条例の一部を改正する条例

国東市過疎地域持続的発展基金条例(平成 23 年国東市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「国東市過疎地域持続的発展計画(令和 3 年度から令和 7 年度まで)に基づく事業を実施し、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 241 条第 1 項の規定に基づき」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)第 14 条第 2 項に規定する事業に要する経費に充てるため」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律 19 号)に基づき策定した国東市過疎地域持続的発展計画の取組期間が令和 7 年度で終了するため、令和 8 年度を初年度とする過疎地域持続的発展計画を新たに策定することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 32 号

国東市行政組織条例の一部改正について

国東市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市行政組織条例の一部を改正する条例

国東市行政組織条例(平成 24 年国東市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「総務課」を「総務課

危機管理課」に、「農政課」を「農林水産課」に改め、「林業水産課」を削る。

第 2 条総務課の項中、第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項の次に次の 1 項を加える。

危機管理課

防災及び交通安全に関すること。

第 2 条中「農政課」を「農林水産課」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (4) 林業の振興に関すること。
- (5) 水産業の振興に関すること。

第 2 条中林業水産課の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 組織改正により、行政組織条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 33 号

国東市市道の構造の技術的な基準等に関する条例の一部改正について

国東市市道の構造の技術的な基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市市道の構造の技術的な基準等に関する条例の一部を改正する条例

国東市市道の構造の技術的な基準等に関する条例（平成 25 年国東市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 3 項に次のただし書きを加える。

ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5 メートルまで縮小することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 地形条件により、事業費や周辺環境への影響が特に大きくなることが予想される場合の工事施工に対応するため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 34 号

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年国東市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において、「健康診断等」という。)」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 35 号

国東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

国東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

国東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和 7 年国東市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出しを「(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 11 条の見出し及び同条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 14 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 17 条第 6 号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「開始、終了」を「開始及び終了」に改め、「及び利用」を「その他の利用」に改める。

第 19 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 21 条第 3 項中「事業に係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第 22 条の 2 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

第 27 条後段を削る。

第 28 条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、
関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 36 号

国東市交通安全対策会議条例の廃止について

国東市交通安全対策会議条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市交通安全対策会議条例を廃止する条例

国東市交通安全対策会議条例(平成 18 年国東市条例第 24 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 交通安全対策基本法の一部改正の趣旨をふまえた国東市交通安全対策会議の見直しにより、本条例を廃止する必要があるので提出する。

議案第 37 号

国東市自然休養村管理施設等条例の廃止について

国東市自然休養村管理施設等条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市自然休養村管理施設等条例を廃止する条例

国東市自然休養村管理施設等条例(平成 18 年国東市条例第 202 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 老朽化により住民の利用に供することができなくなった施設の解体工事を行うにあたり、本条例を廃止する必要があるので提出する。

議案第 38 号

財産の無償貸付について

下記のとおり財産を無償貸付することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 17 日

国東市長　松井督治

記

1 財産の表示

建物

所 在 地　　国東市安岐町瀬戸田 1300 番地
構 造　　鉄筋コンクリート造 3 階建
延べ床面積　2,500.60 平方メートル

2 無償貸付の相手方

住 所　　国東市安岐町瀬戸田 1300 番地
団 体 名　ヘルメット潜水株式会社
代 表 者　代表取締役 伊賀 正男

3 貸付の目的

地域の活性化及び市有財産の有効活用を図るため、廃校となった学校施設のうち、建物を製造業務の用途として無償で貸付けるもの。

4 貸付の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日までの 10 年間

提案理由 普通財産である旧安岐高校の校舎を平成 28 年 10 月 1 日から無償で貸付けてきたが、現契約が令和 8 年 3 月 31 日をもって終了するため、現契約と同じく貸付期間を 10 年間とした無償貸付を継続するもの。

議案第 39 号

指定管理者の指定について(対象施設：国東市体育施設の一部及び国東市国見B & G海洋センター)

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

国東市体育施設の一部（「国見野球場」「国見陸上競技場」「国見パークゴルフ場」）及び国東市国見B & G海洋センター

2 指定管理者に指定する法人その他団体の名称

国東市国見町伊美 3884 番地
特定非営利活動法人 国東半島くにみ粹群
理事長 野 田 政 美

3 指定管理者に指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市体育施設の一部及び国東市国見B & G海洋センターの指定管理者として、「特定非営利活動法人 国東半島くにみ粹群」を指定したいので提出する。

議案第 40 号

指定管理者の指定について(対象施設：国東市立北江集会所、国東市立藤本集会所)

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

国東市立北江集会所、国東市立藤本集会所

2 指定管理者に指定する法人その他団体の名称

国東市武蔵町内田 974 番地 1

部落解放同盟大分県連合会国東支部

支部長 松本 章

3 指定管理者に指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市立集会所の指定管理者として、引き続き「部落解放同盟大分県連合会国東支部」を指定したいので提出する。

議案第 41 号

指定管理者の指定について（対象施設：国東市横手コミュニティセンター）

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

国東市横手コミュニティーセンター

2 指定管理者に指定する法人その他団体の名称

国東市国東町横手 1879 番地

横手コミュニティーセンター運営委員会

運営委員長 佐加良 和仁

3 指定管理者に指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市横手コミュニティーセンターの指定管理者として、「横手コミュニティーセンター運営委員会」を指定したいので提出する。

議案第 42 号

指定管理者の指定について(対象施設：国東市安岐農産物等直売施設)

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

国東市安岐農産物等直売施設「ふるさと市場 R213」

2 指定管理者に指定する法人その他団体の名称

国東市安岐町下原 2371 番地

i オリーブ

代表 木 付 弘 子

3 指定管理者に指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市安岐農産物等直売施設「ふるさと市場 R213」の指定管理者として、「i オリーブ」を指定したいので提出する。

議案第 43 号

市道路線の廃止について

市道の路線を下記のとおり廃止することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

記

路線番号	路線種別 路 線 名	起 点	終 点	摘 要
1180	その他 小川原西線	国東市国見町 竹田津字小川原 1450番1地先	国東市国見町 竹田津字小川原 1490番1地先	L=404.8m

提案理由 対象路線の改良工事が完成し起終点が変更となったことにより、現在の認定を廃止するため提出する。

議案第 44 号

市道路線の認定について

市道の路線を下記のとおり認定することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

記

路線番号	路線種別 路 線 名	起 点	終 点	摘要
1180	その他 小川原西線	国東市国見町 竹田津字小川原 1516番1地先	国東市国見町 竹田津字豆木平 1825番地先	L=831.0m
1209	その他 西方寺線 (案)	国東市国見町 西方寺字向田 906番1地先	国東市国見町 西方寺字向田 1028番地先	L=807.7m

提案理由 路線番号 1180 小川原西線は改良工事により起終点が変更となつたため、新たに市道として認定するため提出する。

路線番号 1209 西方寺線は国見町西方寺地区における観光需要、交通量、防災対策等の状況を鑑み、市道として認定するため提出する。

議案第 45 号

市道路線の変更について

市道の路線を下記のとおり変更することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

国東市長 松 井 督 治

記

路線番号	旧新別	路線種別 路線名	起点	終点	備 考
3103	旧	その他 大平線	国東市武蔵町 成吉字荒平 1105 番地先	国東市武蔵町 麻田字カイテ 520 番 1 地先	L=2, 228. 9m
	新		国東市武蔵町 成吉字荒平 1106 番 4 地先	国東市武蔵町 麻田字カイテ 520 番 1 地先	L=2, 201. 7m

提案理由 成吉手野線橋梁架け替え工事により、起点の位置を変更するため提出する。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市国東町

氏 名 長野弘宣

生年月日

令和8年2月17日提出

国東市長 松井督治

提案理由 令和8年6月30日に橋本素子委員の任期が満了するため、次期委員候補として推薦することについて議会の意見を求める。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市国東町

氏 名 一 丸 久 子

生年月日

令和8年2月17日提出

国東市長 松井督治

提案理由 令和8年6月30日に一丸久子委員の任期が満了するため、再任の推薦をすることについて議会の意見を求める。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市国東町

氏 名 川嶋莊太郎

生年月日

令和8年2月17日提出

国東市長 松井督治

提案理由 令和8年6月30日に館博隆委員の任期が満了するため、次期委員候補として推薦することについて議会の意見を求める。

諮問第4号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市国東町

氏 名 中 井 成 美

生年月日

令和8年2月17日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 令和8年6月30日に中井成美委員の任期が満了するため、再任の推薦をすることについて議会の意見を求める。